

叙任賞勳

明治十五年十一月三十日分

陸軍歩兵少尉正八位勳七等 山田 護助

叙勳六等賜單光旭日章

陸軍歩兵大尉正七位 加茂 政直

全 岡村 信秀

全 新保 久正

全 淵本 孝久

全 末弘 孝壽

全 歩兵中尉從七位 上田 正

叙勳六等賜單光旭日章

時事新報

米國叢談(前號ノ續)

彼國ハ其成ニ沃野千里ナルモノコシテ地味素ヨリ礪礪ナラズ製成ノ土地亦少シトセズ農産牧畜將サコ大ニ起ラントス然レハ廣漠タル原野未墾ノ地尙ホ甚ダ多ク疆土ニ進シテ人口米ヲ繁ナラザルハ勿論ナリ故ニ一人ノ有スル所甚ダ廣大ニシテ近來深ク不毛ニ入リテ開墾移民ノ事ニ從フモノモ區々小經界ヲ爭ハズ一人コシテ二三千「エーカー」以上ヲ以テ之カ區域トナシ「エーカー」一弗コト拂下ケテ受ク牧畜又ハ耕種ヲ勉メ將サコ大ニ其功ヲ奏セントス且其業ニ從フ者一輛ノ馬車コト糧食ヲ載シ夫婦相携テ其場ニ赴クモ蓬髮鹿服死力ヲ盡スノ狀ヲナサズシテ却テ盛服美裝ヲナシ逍遙トシテ餘裕アルハ其量ノ濶大ナルヲ想見スルニ足ル

今日ノ景況ヲ以テスルモ農産ノ重要ナル小麦玉蜀黍及ヒ牛豚等外國ニ輸出スルノ量ハ實ニ夥シク就中穀物ノ如キハ總テ之ヲ粉製コシテ英國ニ輸送シ英國過半ノ人民ハ此供給ヲ仰テ以テ饑饉ヲ免ル、有様ナリ肉類ニ至テモ春夏秋冬ノ別ナク鮮肉ノ儘ニテ龍動ニ輸送シ(夏時ハ運輸中氷ヲ以テ其肉ヲ冷シ腐敗セシメサルノ仕掛ヲナス)而モ其價ハ頗ル廉ナルヲ以テ英國ノ牧畜家ハ之レガ爲メニ半其業ヲ失ヒ往々資産ヲ倒スモノアルニ至ルト其勢實ニ盛ナリト謂フベシ

工業製造ノ事ニ至リテモ米國ハ毫モ舊慣ニ泥マズ他國ノ模型ニ由ラズ別ニ一機軸ヲ出ステ常トス隨テ新規發明ノヲ甚多シ例ヘハ小刀剪刀ノ如キ一種ノ形ヲナシ之ヲ一見スレハ不具不整ノ如クナレハ其用ニ至リテハ實ニ便利ヲ極ムルモノ多シ凡ソ歐洲諸國日新ノ人ト雖モ器具ノ形體ノ如キ舊慣ヲ保守スルノ弊ナキモアラザルモ脱然トシテ其弊ヲ除却スルハ米國人ノ獨有スル所トス

製造所ノ組織ハ多クハ二三人ノ組合ニ係リ合本會社ノ法ニアラズ蓋各經驗熟練アルモノ資金ヲ出シ均シク責任ヲ帯ビテ營業スルコトハ各自ノ働コヨリ大ニ利害損益ニ關スルヲ以テ注意勉勵忘ラズ能ク其功ヲ奏スルヲ得若シ僅々ノ資金ヲ集ムルカ爲メニ衆多ノ株金ヲ募ルガ如キハ不利

不便ノトシテ甚ダ難ナルコトナリトス但千萬圓以上ヲモ要スベキ鐵道會社船會社ノ如キハ合本會社ノ法ニ依ル其以下ノ金額ハ然ラズ殊ニ製造ノ如キハ多人數集合スルモノアラザルナリ(方今我邦ニ行ハル、所謂會社ナルモノハ最僅少ノ資本ヲ集ムルヲ主トスルニ似タリ此組織トハ大ニ異ナルモノ、如シ)凡ソ工人ノ賃銀ハ一日二弗半乃至四弗位ナリ之ヲ商店ノ雇人等ニ比スレバ其額小ナリトセザルナリ但工人一日ノ食料ハ凡一弗コシテ之ヲ以テ僅二三口ノ家族ヲ養フコトアルノミ

彼國ノ商業ハ專ラ信用上ニテ取引ヲナスコトナレバ其注文ヲ受ケレバ現金ヲ受領セザルモ直チニ巨額ノ貨物ヲ遠ク輸送スルヲ常トス尤モ注文主ノ名前モ世々顯ハレザルモノハ其人物如何ヲ問合ハスルコトアルモ多クハ商人録一冊ヲ備ヘテ其人物ヲ檢定スルコトナリ商人録ハ各地ノ商人凡千圓以上ノ資産アルモノハ各業トモ詳カク探究記載シ索引ニ便コス一冊價凡百弗ナリト

此ノ如キ有様コトハ貸金延滞或ハ狡猾ノ手段ニ陥ル恐ナキコアラザルモ總テ秘密ノ掛引少クシテ公然世々顯ル、モノナレバ案外ニ延滞又ハ詐偽ノコト少シト偶延滞數月ニ及ブハ書ヲ以テ該地ノ代官師ニ依頼シテ掛合ヲナスルハ速カク押價シ法庭ヲ煩スニ至ルモノハ蓋百中ノ二三ニ過キズト云フ

當府ニテ最壯大最活潑ナル商業ハ株式取引所及ヒ手形交換所是レナリ此場所ニ出入スル人物ハ多クハ上流ニ位シ巨額ノ資金ヲ有スルモノコシテ各般ノ商業ニ裨益ヲ與フルコト甚大ナリ元來此所所ハ英國ヨリ模範ヲ取り來リタルモノナレドモ今日ノ景況ニテハ其勢甚ダ盛ニシテ時トシテハ歐洲ノ相庭ヲ動カスガ如キ有様コト後來或ハ之ヲ凌駕セントスルニ至ルモ亦知ル可カラズ其他瓦斯會社電信會社ノ如キ尤廣大ナルハ世界ニ多ク見ザル所ナリ

各商社トモ總テノ仕拂勘定ニモ銀行手形ノミヲ使用シテ更ニ現貨ヲ用ユルコトナシ(十圓以下時トシテ現貨ヲ用ユルコトアリ)或ル商社コアリテハ一弗以下猶手形ヲ用ヒ甲乙流通毫モ滞滯アルコトナシ故ニ銀行事務繁忙ナルハ實ニ謂フ可カラズ其他銀行取引ノ便アラザル處コアリテハ郵便爲替ノ法アリテ其金高モ制限アルコトナシ但郵便爲替ハ轉用ニ回コ止ルコトス

商買ノ景況ハ常ニ變遷窮リナク浮沈亦一定ナラズト雖モ要スルニ上進ノ勢アルハ勿論ナリ故ニ各商店トモ同一所ニ三四年以上定住スルコト至テ稀ナリト云フ目今彼地ニ開

店シタル日本商ハ貿易會、工商會社、森林組、同伸會社、日本商會等コシテ其商品ハ生糸、茶(僅少)、雜貨ナリ支那高ハ雜貨ノ小産、新アルノニ日本雜貨ハ肉類、醬油、團扇、絹着等コシテ其商標例ニシテ日本品ノ故國ニ賣販ス

ラル、ハ只新奇ノ故ナルヲ以テ廣ク各地ニ流行スル
ニ及テハ復々往時ノ如ク珍重セザルベシト云(未完)

雜報

○御料白馬 先年松方大藏卿より 聖上へ獻納ありし駿足ハ在右源右將が秘藏されて宇治の先陣をましたる池月も斯くやと思はる、雪白の月毛馬なりしが聖上には白玉と名づけ給ひて殊の外御寵愛遊ばされしハ昨年不圖病み出しぬるハ馬醫の人々は種々治術を盡さししも其効しなく斃れければ深く惜ませ給ひて青山墓地に接續せる南町四丁目ある梅窓院へ埋葬され御馬白玉の四字を筆太と書きたる木標を建てらざしとかや然るハその程坊城歩兵大尉より獻納ありし名馬も同じく純白の毛色ハ二代の白玉ともいはせは、さもればあればこそ御召ハあさんと掛り官の人々々目下専らあらし中ありと云

○祭典 本日は豊前岡にて故三品博厚親王の初十日祭典を執行さる、ハ付 聖上兩皇后宮より御代拜を全所へ奉向せし先なるよし

○御贈物 先頃伯林駐在の青木公使にハ我皇后宮の仰を承りて彼國耶穌誕降祭日(昨年十二月二十五日)の御贈物として日耳曼オーガスト皇后ハ陶器花瓶一對を呈上せられ、由洋字新聞見へし

○魯皇御即位 魯國皇帝ハ彼ハ虛無黨かんにいふ兎類のさめ久しく御即位式を延ばされ給ひし處一月十八日ハ新年の勅語を以て早々大禮を換新科府ハ於て施行ありせらるるハ旨を下し給ひしと聖彼得斯堡より同日發の電報見へし

○柳原光愛君 華族正二位柳原光愛君ハ此程より胃病に罹られ久しく引籠り居らる、ハ付此程 聖上より御見舞として種々ハ賜物ありしといふ

○杉公使 昨年布哇國皇帝冠式ハ付同國へ差遣されし杉全權公使の一行は去る十二日冠式も滞りあり相辭しハ依り直ちハ同地出發歸途ハ赴き桑港へ到着の旨一昨廿一日其筋へ電報ありたるよし

○山岡鐵太郎君 宮内省二等出仕山岡鐵太郎君にハ久々參内もせられざりしが昨日ハ天橋伺として參内せられしといふ

○藤野總監 野村藤野總監には昨日元老院へ出頭せられしハ聞く處ハ彼も今般郵便物印紙貼用ハ付ての罰則を改正せらるるよしにて無て同院にて會議中ハ夫等ハ御用にて出頭されしあらんといふ

○前號ハ記せし如く山田内務卿ハ巡視を終へて昨日歸京されたり

○實屬 三條大臣大臣ハ養子鹿兒島逆徒討討の際

軍醫并ハ病院等へ菓子料として金百圓及び清酒等を寄贈せられ華族從三位細川護久君ハ右同斷需用品料として金二千圓大教正大谷光勝君ハ同金千五百圓を寄贈せられしハ付其實として金銀杯を賜はる各差あり其餘同斷に付寄贈ありし華族、教正、各省官吏等四十二名へ銀杯木杯賞状等賜はる、旨昨日太政官より夫々御達ありしといふ

○勳賞寄贈 昨日の紙上ハ去月二十九日佛國政府より井上山縣井田等の諸君ハ勳賞を寄贈されし旨を記去りしが右と同時ハ農商務權大書記官山高信離君ハハクロッス、オフ、コンマンマンの勳賞を寄贈されし

○英國書記官 今度英國公使館附記の書記官を命ぜられしメアリニウ、レ、ボーエ、トレンチ氏ハ一昨朝横濱入港の佛國郵船マナイ號ハ於て來着されり

○官吏派出 農商務省より今度沖繩縣下地味検査として官吏四五名を來る三月中旬頃派遣せらるるよしハ付此程出張官吏を夫々命ぜられたり

○武官御雇 日本政府ハ於ては此度新たハ佛國より士官十名合はせて七名程を雇入れらるる、ハの風説ハりトエコー、ヤ、シアボンハ見へたり

○樂隊教師の交代 昨日の紙上ハ記したる陸軍樂隊ハ御雇教師佛國人マダグロン氏ハ多年教導團ハ於て軍樂ハ教授ハ勉勵されし處本月ハ滿期解雇ハて不日本國ハ出帆され其後任として同國ハ他の教師一名晚とも本年七月までハ東京ハ若する等ありと云

○衛生事務總理 此度衛生事業擴張ハ付てハ衛生事務總理一員を置く、ハ裁の噂あり

○艦隊條例 海軍規程局ハ於て先頃より取調中ありし艦隊條例ハ此程全く脱稿して其筋ハ上申せられしよしハ付不日發令せらるるべしと聞く

○海軍服制改正 海軍服制を近々改正せらるるよしハ付目下同省ハて調査中なる由

○陸軍大學校位置 陸軍大學校の位置ハ兼て兵山學校及び參謀本部の構内ハ在る各鎮台士官下士官の傳授所を以て當分代用せらるるよしハ付目今協議中のよし

○長崎工作分局 工部省所轄長崎工作分局ハ一時ハ人兵ハ御拂下ハも成る哉の噂ありしハ今聞く處ハ由れハ該工作分局ハ造船所もありて港内の場所柄都合も長ければ尙ハ構内を擴め盛んハ造船事務を振興する、ハ由

○改稱 農商務省山林局統計課ハ掌計課と改稱されしハ旨夫々ハ達せられたり

○會計正副主務 鈴木農商務管理會計主務官ハ内海同僚ハ任せられたり

○大砲運送 大坂砲兵工廠ハ砲十門ハ先般近衛砲兵大隊ハ五門と同廠より運送ありし

○在韓兵卒 當時朝鮮國ハ在氣豫防の爲め厚置ハ並に手代軍省より廣島鎮台へ運せらる

○勳章授與人員 去る明治十問陸軍々人の勳章を拜受せし名ありと

○陸軍電信隊 陸軍電信隊に隊せし電信技藝員二十名の卒より執行さるるよし

○教導團生徒 陸軍教導團にるグ己ハ入營せし分四十四名砲兵六名工兵七名騎兵六名あり

○皇孫兵籍ハ入る 英國皇太子ハ宮ハ近々陸軍ハ就職蘇格蘭ハ兵營ハて下士官を勤ウエーハルスの宮の仰せハて先せられ然る後更ハ上官ハ進まハ出でたりと

○居留人取締 清韓兩國ハ居則の儀ハ付當て許上外務卿ハるよしハ付此程參事院ハを開かれ既ハ決斷ハ至りしを發布せらるる、ハ云ふ

○海國公使館ハ注意 同館にを聞くより各新聞紙ハ記載せの上本國政府ハ毎々報知せし猶一層明細ハ取調ハ電報なく申越せしと聞シハ果して信ハ

○火災御用心 宮内省ハてハか意昨二十日より宮中總てる事を廢せられ自今弊室とも水油を用ひらる、事ハ改正するよし

○新聞配達の戒 凡る新聞紙ハ速くハ且つ配達の毎朝極と意左ハ思ハ一語を聞けり二新聞社の配達ハ其日發見の新北甲賀町を達り掛りしハ向ふ